



～ベトナム法務最新情報～

COVID-19 に対応した規制の最新情報(2020年8月17日現在)

2020年
8月27日号**COVID-19 に対応した規制の最新情報(2020年8月17日現在)**

執筆者: 大矢 和秀、Nguyen Thi Thanh Huong、Hoang Duy Khang

*本書は、2020年8月17日時点の情報に基づいて執筆しています。

ベトナムにおける COVID-19 の第 2 波の状況

ベトナムでは約 100 日間 COVID-19 の国内感染事例が発生していませんでしたが、2020年7月25日、ダナン市で新たな症例が発生しました。その後、ホーチミン市、ハノイ市、ダナン市を含むベトナムの 40 の省と都市で新たに数百件の COVID-19 の症例が発生しました。¹

ベトナム政府は、2020年1月の COVID-19 の第一波の際とは対照的に、まだ全国的な社会的距離措置をとっておらず、感染者が住んでいる、または訪問した地域に限って、隔離と社会的距離措置を適用しています。具体的には、8月17日現在、ダナン、ハイズオン省は社会的距離措置が義務づけられており、クアンナム省の一部の地域は隔離状態にあり、ダクラク省のバンメート市は全域で社会的距離措置が義務づけられており、ハノイ、ホーチミンの一部の地域は隔離状態に置かれています。社会的距離措置が義務づけられている地域では、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、病院、診療所、薬局等の必要不可欠な事業のみが、営業することを認められています。他方、その他の全ての地域では、カラオケ、ディスコ、バーを除いて、通常通りの事業を継続することができます。²³⁴

政府は、パンデミック対策と社会経済開発という 2 つの目標を掲げ、コミュニティ内における COVID-19 の第二波を一刻も早く収束させるべく最大限の努力を行っています。政府は、2020年8月末までに第二波をベトナム全域で制御できると述べています。

¹ 保健省ホームページ(<https://ncov.moh.gov.vn/>)(2020年8月12日)

² <https://danang.gov.vn/chi-tiet?id=40500&c=100000150,3,9>

³ http://baochinhphu.vn/Hoat-dong-dia-phuong/Quang-Nam-Phong-toa-mot-so-dia-ban-dan-cu/402853.vgp?_sm_au_=_iVVPRffsTqnqM7LHpCstsK0psTLfq

⁴ <https://ncov.moh.gov.vn/web/guest/-/phong-toa-cach-ly-y-te-150-nguoi-tai-thon-co-benh-nhan-nghi-mac-covid-19-moi-nhat-tai-ha-noi>
<https://ncov.moh.gov.vn/-/ha-noi-tiep-tuc-ra-soat-cac-truong-hop-lien-quan-en-ca-mac-covid-19-a-en-quan-bia-loc-vung>
<https://nld.com.vn/thoi-su/tp-hcm-phong-toa-mot-con-hem-o-quan-tan-phu-vi-co-nguoi-nghi-mac-covid-19-20200801151316578.htm>
<https://vnexpress.net/tp-hcm-phong-toa-chung-cu-hon-300-nguoi-4139559.html>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

労務 - ベトナムに入国する駐在員に適用される条件の追加

ベトナムに入国する外国人による輸入事例を含む、COVID-19 の第二波を制御するため、ベトナム当局は、最近、外国人の入国基準を厳格化しています。現在、ベトナムに入国できる外国人は、投資家、技術専門家、高技能労働者、および企業の経営者のみ(「許可された駐在員」)であり、また、業務目的の場合に限定されています。さらに、COVID-19 感染症予防対策国家指導委員会が、許可された駐在員およびこれらの者をベトナムに招聘する組織に適用される追加要件を記載したオフィシャルレターを発行したため、許可された駐在員がベトナムへの入国を許可されるためには、次の条件を満たす必要があります。⁵

- (i) 許可された駐在員は、ベトナムに入国する 3~7 日前に、政府認可の機関または WHO 指定の機関で、SARS-CoV-2 のリアルタイム PCR 検査を受けなければならない。
- (ii) 許可された駐在員は、COVID-19 感染の治療費用を補償する国際的な健康保険を付保するか、または許可された駐在員をベトナムに招聘する機関は、許可された駐在員が COVID-19 に感染した場合には、すべての治療費用を負担することを約束しなければならない。
- (iii) 許可された駐在員をベトナムに招聘する機関は、許可された駐在員をベトナムに招聘する際には、すべての COVID-19 に対する予防計画を遵守しなければならない。

ベトナムへの入国を希望する許可された駐在員に現在適用されているその他の要件(例えば、強制的な 14 日間の隔離、COVID-19 の検査および医学的監督)は、上記の条件に加えて引き続き有効です。ただし、上記の追加要件は、2020 年 8 月 5 日時点ですでにベトナム行きの航空券を所持していた、または同日以前にベトナムに入国した許可された駐在員には適用されません。⁶

⁵ 2020 年 7 月 24 日付けオフィシャルレターNo.3949/CV-BCD

⁶ 詳しくは 6 月 29 日付けニューズレターをご覧ください。
https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/en/en_newsletter_200629_asia.pdf

Contacts:

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせにつきましては、こちらの E-mail にお寄せください。

na_vnnl@emljurists.co.jp



おお や かずひで
大矢 和秀

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会(現ホーチミン日本商工会議所法務・労務委員会)委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、インフラ、エネルギー、ファイナンス、M&A 等幅広い案件に携わる。



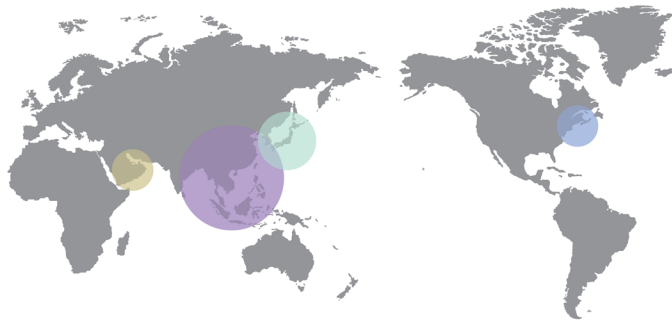
グ エ ン ティ タ ン
Nguyen Thi Thanh
フ ォ ン
Huong

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 ベトナムカウンセラー

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ハノイ市の YKVN 法律事務所等約10年の実務経験を経て、2013年に西村あさひ法律事務所ハノイ事務所入所。

ホ ア ン ズ イ ク ア ン

Hoang Duy Khang 西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

<p>東京 東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)</p>			<p>ニューヨーク Nishimura & Asahi NY LLP Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@jurists.co.jp 執行パートナー 山口勝之 副執行パートナー 清水恵</p>		
<p>名古屋 Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹</p>	<p>大阪 Tel 06-6366-3013 社員 臼杵弘宗 井垣太介 廣田雄一郎 伴真範</p>	<p>福岡 Tel 092-717-7300 社員 尾崎恒康 高木謙吾 舞田靖子</p>	<p>ドバイ Tel +971-4-253-3646 E-mail info_dubai@jurists.jp 森下真生</p>		
<p>バンコク Tel +66-2-168-8228 E-mail info_bangkok@jurists.jp パートナー 小原英志 タイパートナー* Chavalit Uttasart (SCL Nishimura) Jirapong Sriwat</p>		<p>北京 Tel +86-10-8588-8600 E-mail info_beijing@jurists.jp 首席代表 中島あずさ 代表 志賀正帥</p>		<p>ハノイ Tel +84-24-3946-0870 E-mail info_hanoi@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 廣澤太郎</p>	
<p>ジャカルタ*1 Walalangi & Partners Tel +62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com 執行パートナー Luky Walalangi</p> <p>Rosetini & Partners Law Firm Tel +62-21-2933-3617 E-mail info_jakarta@jurists.jp カウンセラー 町田憲昭</p>		<p>上海 Tel +86-21-6171-3748 E-mail info_shanghai@jurists.jp 首席代表 前田敏博 代表 野村高志</p>		<p>ホーチミン Tel +84-28-3821-4432 E-mail info_hcmc@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 大矢和秀 ベトナムパートナー* Vu Le Bang Ha Hoang Loc</p>	
<p>ヤンゴン Tel +95-1-8382632 E-mail info_yangon@jurists.jp 代表 湯川雄介 副代表 今泉勇</p>		<p>シンガポール Tel +65-6922-7670 E-mail info_singapore@jurists.jp 共同代表 山中政人 宇野伸太郎 パートナー 佐藤正孝 <small>※Nishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceを行っている Bayfront Law LLCを通じてシンガポール法のリーガルサー ビスも提供しております。</small></p>		<p>台北 西村朝日台湾法律事務所 Tel +886-2-8729-7900 E-mail info_taipei@jurists.jp 共同代表 孫櫻倩 張勝傑</p>	
<p>Okada Law Firm (香港)*2 Tel +852-2336-8586 E-mail s_okada@jurists.co.jp 代表 岡田早織</p>			<p><small>*1 提携事務所 *2 関連事務所 * 外国法共同事業を営むものではありません。</small></p>		

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。